

青森県報

第三千二百三十七号

平成二十二年
五月十七日
(月曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	……………	(高 齢 福 祉 課)	……………	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	……………	(同)	……………	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	……………	(同)	……………	二
国土調査の指定	……………	(農 村 整 備 課)	……………	二
道路の供用の開始	……………	(道 路 課)	……………	二
漁船保険付保義務の発生	……………	(西 北 地 域 局)	……………	二
建設業者の許可の取消し	……………	(東 青 地 域 局)	……………	三
右 同	……………	(中 南 地 域 局)	……………	三
右 同	……………	(同)	……………	三
右 同	……………	(三 八 地 域 局)	……………	四
右 同	……………	(同)	……………	四
正 誤	……………	(三 八 地 域 局)	……………	四
平成十八年五月二十六日定例出先機関中	……………	(同)	……………	四

告 示

示

青森県告示第百四十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十二年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類		名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
		居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビスの種 類			
有限会社大平商事	八戸市類家二丁目七の四六	特定福祉用具販売	有限会社大平商事	八戸市類家二丁目七の四六	平成三〇・四・三〇	
株式会社三英設備工業	弘前市大字町田一丁目三の一	訪問介護	訪問介護ステーションふくふく	弘前市大字町田一丁目三の一	三〇・四・六	
株式会社あおもり健康企画	青森市東大野二丁目二の一	特定福祉用具販売	福祉用具サポート薬局	青森市東大野二丁目三の七	"	
ラッパシユ有限会社	弘前市大字境関字西田二八の一	福祉用具貸与	テルス調剤薬局	弘前市大字境関字西田三二の一	三〇・四・三〇	

青森県告示第百四十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業者を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十二年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社三英設備工業	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	指定年月日
弘前市大字町田一丁目三の一	居宅介護支援センターふくふく	弘前市大字町田一丁目三の一	平成三・四・六	

青森県告示第百四十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十二年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所の所在地	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日
株式会社大平商事	八戸市類家二丁目七の四六	特定介護予防用具販売	株式会社大平商事 八戸市類家二丁目七の四六	平成三・四・七
株式会社三英設備工業	弘前市大字町田一丁目三の一	訪問介護サービス	株式会社大平商事 弘前市大字町田一丁目三の一	平成三・四・六
株式会社あおもり健康企画	青森市東大野二丁目二の一	特定介護予防用具販売	株式会社あおもり健康企画 青森市東大野二丁目二の一	"
有限会社フラスシユ	弘前市大字境関字西田二八の一	介護予防用具貸与	株式会社あおもり健康企画 弘前市大字境関字西田三二の一	平成三・四・三〇

青森県告示第百四十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、平成二十二年五月十日次の地籍調査を国土調査として指定したので、同法第五項の規定により

公示する。

平成二十二年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
南部町	大字吉米地の一部 大字高橋の一部 大字小泉の一部	平成二十二年五月十七日から平成二十三年三月三十一日まで

青森県告示第百四十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年六月十六日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
県道 むつ尻屋崎線	むつ市大字田名部字上川二四の三からむつ市大字田名部字斗南岡一五の一まで	平成三・五・七

青森県告示第百五十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十二年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	五所川原市十三五月女滝二番地一 五所川原市十三深津二四七番地 五所川原市十三通行道番外地	工 藤 伍 郎 柳 谷 榮 小 倉 広 起	加入区の名称	十三
---------------------	--	-----------------------------	--------	----

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 山重建設株式会社
- 二 代表者の氏名 山田 重勝
- 三 主たる営業所の所在地 青森市旭町二丁目二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二一）第二〇〇二二九号
- 五 取消年月日 平成二十二年四月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 白神建設事業協同組合
- 二 代表者の氏名 前山 誠一
- 三 主たる営業所の所在地 中津軽郡西目屋村大字田代字神田三二〇の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第二〇〇三〇一号
- 五 取消年月日 平成二十二年四月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、造園、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社中畑塗装
- 二 代表者の氏名 中畑 良介
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字桜ヶ丘二丁目七の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第二〇〇四三〇号
- 五 取消年月日 平成二十二年四月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成二十二年三月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社共栄ガス設備
- 二 代表者の氏名 西館 良一
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字本徒士町一の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一五七九八号
- 五 取消年月日 平成二十二年四月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年四月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

正

誤

三八地域県民局

発行年月日 発行番号	区 分 ペー ジ	段	行
平成二六・五二六 第二六三二号	出先機関	二	下
		表中	
	田中 志雄	八戸市大字豊崎町 字永福寺一五	誤
	田中 興志雄	八戸市大字豊崎町 字上永福寺一五	正

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年五月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 ライズペーパー株式会社
- 二 代表者の氏名 田口 勝美
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字是川字二ツ屋六の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第三〇〇〇八四号
- 五 取消年月日 平成二十二年四月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年四月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に
より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭